

静岡県東部地域コンベンションビューローコンベンション開催支援助成金交付要綱

平成25年11月1日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、熱海市、函南町、清水町、長泉町及び小山町をエリアとする静岡県東部地域（以下「東部地域」という。）で開催されるコンベンションの主催者に対し、予算の範囲内において、静岡県東部地域コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が、コンベンション開催支援助成金（以下、「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業)

第2条 助成金の交付対象となるコンベンションは、各種協会、団体及び学会等が主体となって東部地域で開催する研修会、講演会、学会等の会議及びスポーツ等の競技大会で、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。ただし、ビューロー会長が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 静岡県を含め2都道府県以上からの参加者があり、かつ県外参加者が全体の概ね1/3を超えるもの
 - (2) 東部地域でのホテル、旅館等の宿泊者数が、延べ50泊以上となるもの
 - (3) ビューロー及び会員が、誘致及び開催にかかわったもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成の対象としない。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
 - (3) 国又は地方公共団体が主催するもの又は経費の補助を行っているもの
 - (4) 公序良俗を乱すおそれのあるもの等、ビューロー会長が不相当と認めるもの

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、500円に各コンベンションにおける総宿泊者数（コンベンションの日程上、その前日、終了後に宿泊する場合は、その日を含む。）を乗じて得られる額とし、30万円を限度とする。ただし、国際会議の場合の限度額は、50万円とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該コンベンション開催日の1か月前までに次の各号に掲げる書類各1部を会長に提出するものとする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 参加者宿泊予定書（様式第4号）

(5) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて調査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金交付の決定をし、その内容を申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第6条 申請者は、助成金交付の決定の通知を受けたコンベンションの内容等、申請に係る事項の変更をしようとするとき、当該コンベンションを中止しようとするとき、及び助成金交付の申請を取下げしようとするときは、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) 助成金変更承認申請書（様式第5号）

(2) 前号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

2 前項の、変更承認申請書は、目的・趣旨、日程、会場、プログラム、予算、宿泊者数（予定者数の概ね20%を超える場合）等に著しい変更があった場合、提出するものとする。

(変更等の承認及び通知)

第7条 会長は、前条による申請が適当であると認めたときは、その旨を変更承認通知書により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 申請者は、コンベンションが完了したときは、その日から起算して20日を経過した日、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類各1部を添えて、会長に提出するものとする。

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

(3) 参加者宿泊実績書（様式第9号）

(4) 参加者宿泊名簿

(5) 宿泊者数の確認ができる書類（旅行会社又は宿泊施設の証明書等）

(6) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(助成金額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係るコンベンションが助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条により助成金交付の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書（様式第10号）により、会長に助成金の交付請求をするものとする。

（助成金の支払い）

第11条 会長は、前条の規定による請求を受けた後、助成金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第12条 会長は、申請者が次の各号に該当するときは、助成金交付決定を取り消すことができる。

- （1） 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （2） この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反したとき
- （3） その他不正の行為があると認められたとき

2 前項の規定は、助成金額の確定があったのちにおいても適用するものとする。

（助成金の返還）

第13条 会長は、助成金交付を確定したのちに助成金交付決定を取り消す場合、既にその助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（理由の提示）

第14条 会長は、第12条の規定により助成金交付の決定の取消しを行うときは、当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

（報告及び検査）

第15条 会長は、必要があると認められるときは、申請者に対しコンベンションの詳細な報告を求め、又は帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、平成25年12月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。ただし、第4条については、平成26年1月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。